廃木材よ…よみがえれ!!

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります



廃木材



不要となった E・V・Aポードは 再び原材料として使用 東京ボードグループ マテ**リアルリサ**イクル

システム



パーティクルボード 「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか?

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか?

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共に CO。削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう!

木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です!!



全力で取り組みます

東京ホート工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525 埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八瀬市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

私達は 地球温暖化防止に ディー・ビー

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154 ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八湖市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL: 0742-50-6222 FAX: 0742-50-6667

行

行

般

社団法

人

東京

都

産

廃

協

とうきょう



中国輸入規制の影響 ~アンケート結果(第1報)~

インタビュー 東港金属・福田社長に聴く「中国輸入規制の影響について」 第 19 回東京都廃棄物審議会を傍聴しました アンケート リチウムイオン電池等二次電池の混入事例アンケート結果

写真提供/リーフラス 株式会社



位 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会







次世代に贈る未来のため

高精度選別再資源化システムによる

リサイクル率90%以上を達成

- ●ISO14001 (認証取得: 2005年6月)
- ●ISO39001 (認証取得:2014年3月)
- ●OHSAS18001 (認証取得:2008年5月)
- ●平成 25 年度省エネ大賞中小企業庁長官賞受賞 ●平成 26 年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰受賞
- ●平成27年度エコドライブ活動コンクール優秀賞受賞
- ●平成 27 年度 3R 推進協議会会長賞受賞
- ●GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- ●電子マニフェストシステムへの積極的対応
- ●整備されたコンプライアンス体制

●徹底した情報公開









東京臨海 エコ・プラン

http://www.takatoshi.co.jp

本 社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842 市川エコ・プラント(高精度選別再資源化工場)

東京臨海エコ・プラント(高精度選別再資源化工場) 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL. 03-5755-8011

高俊中央技術研究所

〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL. 047-395-1878 FAX. 047-399-5362

〒143-0002 東京都大田区城南島四丁目4番4号 TEL. 03-5755-2330 FAX. 03-5755-2332

とうきょうさんぱい

第 337 号

CONTENTS

| 中国輸入規制の影響 |
|--|
| インタビュー 東港金属・福田社長に聴く「中国輸入規制の影響について」····8 |
| 第 19 回東京都廃棄物審議会を傍聴しました ・・・・・・・・・・ 10 |
| リチウムイオン電池等二次電池の混入事例 アンケート結果 (事例・原因編)・・・・・・・・・・・・・・ 12 |

| 委員会報告 人材確保PT勉強会、中間処理委員会〈破砕・圧縮分科会〉、建設廃棄物委員会・・・ 14 |
|---|
| 訃報 碩 孝光 氏・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 |
| 平成30年度建設副産物実態調査の実施について(お願い) ・・・・・・・・・・・16 |
| 新入会員紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17 |
| 賛助会員 事業紹介 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| つぶやき 「適正処理困難物」の課題を地域循環共生圏の視点で関係者間で共有できないか?・・・20 |
| 全産連より 「平成30年度 人材育成プログラム」案内・・・・・・・・・・・・23 |
| よろず相談 法律・災害廃棄物と産廃業界 ・・・・・・・・・・・・・・・26 |
| 協会の主な今後の日程 ·············31 |
| 事務局だより・編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32 |
| 表紙の言葉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 |
| |

題字:東京都産業廃棄物協会 会長 高橋 俊美

中国輸入規制の影響

~ アンケート結果(第1報) ~

中国のスクラップ輸入規制に関して、当協会は、平成30年6月21日に環境省の担当者をお招きして勉強会を開催した(機関誌通巻第335号に掲載)。その中で、環境省から「処理に関する最新事情を知りたい」との発言があった。また、当協会には、排出事業者から「最近、処理業者から中国事情を理由に料金の値上げを伝えられたが、事実関係はどうなっているか?」との問い合わせがある。報道では、7月23日の日本経済新聞での「廃プラ捌ききれない 中国輸入制限で難題」との記事や、8月8日のNHKニュース「中国などのプラスチックごみの輸入規制影響を調査 環境省」で、協会会員の施設状況や発言が紹介されていた。

当協会でも、この件は速やかに対応すべき問題ととらえ、平成30年7月25日付けで、全正会員を対象に「中国の輸入規制に伴う影響に関するアンケート」を発送した。アンケートの「回答は国・都に提供します。」としており、国の動き(8月17日から中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会が始まる。)や東京都環境局の動き(8月24日から東京廃棄物審議会でプラスチックの持続可能な利用に向けた施策の議論が始まる。)も考えて、8月10日までに回答いただいたもの37通を第1報として、8月13日に環境省廃棄物規制課、公益社団法人全国産業資源循環連合会、東京都環境局に提供した。以下は、その提供した回答の内容をまとめたものである。

中国輸入規制の影響については、アンケートに書かれた協会への要望に応えられるよう、引き続き行動してまいります。

(専務理事 木村 尊彦)

中国の輸入規制に伴う影響に関するアンケート結果 (第1報)

(一社) 東京都産業廃棄物協会

- 1. 調査日 平成30年7月25日 アンケート発送
- 2. 調査対象 当協会正会員 550 社
- 3. 第1報は8月10日までの回答37社分
- 01 中国の輸入規制が、貴社の産廃処理事業に影響を及ぼしていますか?

及ぼしている・・・ 33 社 (89%) 影響ない・・・・ 4 社 (11%)

Q2 影響があると回答した方に伺います。どんな影響がありますか?

- 搬入制限 (8 社)
- ・ 焼却施設の受入ストップ
- ・ 中間処理場搬入の待ち時間3~5時間(残業による人件費増大、労働法令遵守のための対応)
- ・ 受入廃棄物増加、分別不備、受入廃棄物内容変化(廃プラ)により焼却効率に 影響
- ・ (中間処理施設での) 搬入制限に伴い、安定型埋立処分場への搬入増
- 各処理場の搬入量が限界になっており処理場探しに苦慮している
- 受入不可になった物が多数あり、お客様より回収できなくなった
- ・ 物流の停滞
- ・ 解体作業を細分化している
- ・ 今まで中国へ輸出していたと思われる PET プラや複合プラ等の廃棄物が、多く入 荷するようになった (再生プラ業)
- ・中間処理料金の値上がり(4社)
- ・最終処分料金の値上がり(17社)
- リサイクル率低下
- ・ 金属等の買取単価低下
- PET の滞貨が激しい
- 売却費の値下がり(6社)
- ・ 出荷先の減少、有価プラが一部処分となった
- ・ 有価プラが売却できない為、処分することでマテリアルリサイクル率の減少と有価物収支減
- ・ 再生委託・埋立処分先への搬出量が増量
- ・原料として流れなくなった為、ヤードに停滞している
- ・ 中国人経営の輸出業者が輸出できなくなり、産業廃棄物として持込む量が増えた
- ユーザーからの問い合わせ増加

Q3 中国の輸入規制を受けて、どのように対応していますか?

- 排出事業者に 10% の値上げ
- ・排出事業者に5~10%の値上げ通知(実現していない業者あり)
- 排出事業者への値上げ要請(6社)
- ・ 排出事業者に 5% の値上げ依頼中
- ・ 排出事業者への値上げ依頼するが応じない顧客が相当数に上る(5社)
- ・ 排出事業者に 10% の値上げ依頼するがまだ実現していない
- 排出事業者への値上げ依頼しているが実現できるかわからない
- 排出事業者への値上げ検討中

- 契約期間中の値上げはできず、処分場の値上げのみ実行される
- 受入制限
- ・ 排出事業者に対し搬入制限を行っている
- ・ 分別徹底のチラシの配布
- 品質基準のレベルアップ・・基準以下は受入れない
- ・ 排出事業者への処理困難物の説明
- ・ 新規搬入先の開拓(5社)
- ・ 新規リサイクル先の開拓
- 焼却施設への処理変更
- ・ 有価物から廃棄物へ
- 新たな処理方法の検討
- ・ できるだけ手作業により細かく分別
- ・ PET ボトルの洗浄・キャップラベルの除去
- 分別に労力をとられる
- ・ 廃プラ処理の品質を上げる為、選別ラインの設備改良を計画、発注予定
- ・ 保管積替えの資源物のストックヤードの拡大工事
- ・ 自社内作業にして数を増やす

O4 国 (環境省・経済産業省等) に望むことは何ですか?

- ・ 製品と称し明らかに紙、プラ等を混入してゴミを輸出する風潮が規制を招いているので「廃棄物」の概念を拡大強化願いたい
- 再生プラを国として利用しなければならない制度作り
- ・ 廃プラ国内リサイクル迅速推進のための施策
- ・ リーマンショック時の一時的な単価下落とは違い、中国の輸入規制に伴う問題は 恒久的な問題となる為、行政主導の抜本的な対応が必要
- ・ 素材の規格化 (プラスチック製品全般)
- ・ リサイクル資材の優先的使用の促進
- ・リサイクル品の使用向上に向けた取組みをお願いしたい
- ・ 廃プラ関係のリサイクルルート構築
- ・ プラスチックリサイクルの国内循環の強化
- ・ RPF 燃料の需要拡大(製紙メーカー以外も)
- ・プラスチックのリサイクルが限界にきている以上、他の使い方を創作してほしい。
- 製造メーカーは最終処分の事まで考えた設計・製造をしてほしい。
- ・ ビニール袋等の生活系廃棄物については一廃として扱えるよう廃棄物の種類の見 直し
- ・ 物質フローで海外に依存している物への再発防止措置

- 多品目分別の見直し
- ・ (都内での) 処分場・受入れ先の確保
- ・家電扱いになる機物の受入先の拡大
- ・ 国内循環を行う為の支援及び補助金
- 国内リサイクルに向けて設備に対する補助金
- ・レアメタルを中国や他国から輸入して製品にしているがその生命が終わった時に 外国にスクラップを出荷するのではなく国内で都市鉱山として再度製品にする原 料の生産、設備の助けなど支えてほしい
- ・ 廃タイヤチップ使用のボイラーの新規建設補助(リサイクル製品の国内需要創造)
- スーパーエコタウンのような土地の割譲
- ・ 処理施設の設置
- 安定した受入可能施設の構築
- リサイクル施設建設(第3セクター)
- ・ 国内リサイクル体制が整うまでの各種暫定措置
- 規制緩和
- ・ 許可申請時等の規制緩和
- 国の廃棄物への対策
- ・ 海外へ売却される物も廃棄物としてデータが取れるようにする
- ・ 排出企業への指導
- 排出事業者への実態説明
- ・排出事業者に対し現状の周知(値上げせざるを得ない理由)
- ・ 排出者への分別についての注意喚起
- ・排出事業者へ適正分別や適正処理に対して、なお一層の啓発を望む

Q5 東京都環境局に望むことは何ですか?

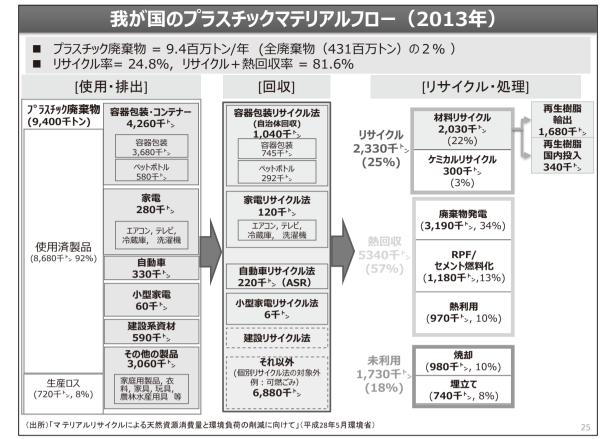
- ・ 製品と称し明らかに紙、プラ等を混入してゴミを輸出する風潮が規制を招いているので「廃棄物」の概念を拡大強化願いたい
- 都内処理施設の状況把握と緊急対策
- ・ 非鉄金属、鉄くずはごみではない ヤードの中に置くスペースを認めて国内で循環するような政策が必要 資源は中国にはまわさない
- 自区内リサイクルルート構築
- ・ 排出段階での基準設置(中期として)
- ・ ビニール袋等の生活系廃棄物については一廃として扱えるよう廃棄物の種類の見 直し
- ・ 中防、清掃工場への搬入
- ・ 低品質の廃プラ (弁ガラ等)の清掃工場焼却受入 (時限的、数量制限があっても 良い)

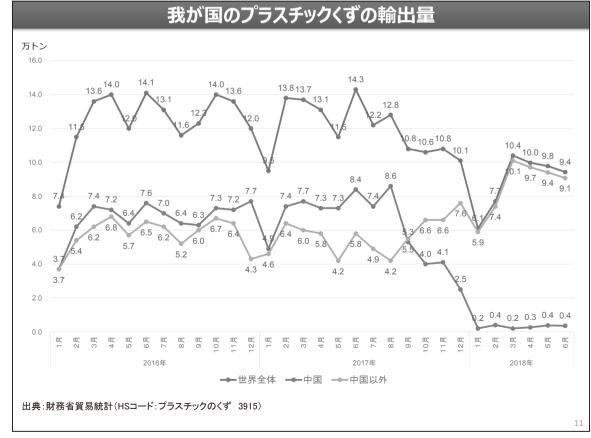
- ・ 23 区の一廃清掃工場で事業系産廃のプラ類を産廃として受入れ
- ・ 都内の最終処分場(中央防波堤の活用見直し)
- ・ 産廃焼却施設の設置
- ・ 処分先の確保
- 国内でリサイクルできるような仕組みを作ってほしい(助成金等)
- スーパーエコタウンのような土地の割譲
- 弁ガラの積替え許可、リサイクルを増やす為の選別許可
- 規制緩和
- ・ 排出事業者への法令遵守の周知への働きかけ
- 品質が厳しくなっている為、排出事業者への分別啓発
- 排出事業者への実態説明
- ・ 排出事業者に対し現状の周知(値上げせざるを得ない理由)
- ・ 排出事業者への通達
- ・ 情報公開、セミナー等実施

Q6 東京都産業廃棄物協会に望むことは何ですか?

- ・ 製品と称し明らかに紙、プラ等を混入してゴミを輸出する風潮が規制を招いているので「廃棄物」の概念を拡大強化願いたい旨、行政への働きかけを望む
- 情報収集と行政へ現場の実情を伝えてもらいたい
- 意見を集約し行政に対し早期に強力に要望してほしい
- ・ 要望を国や都に伝え対応してもらえるようにお願いしたい
- 行政への働きかけ
- ・ 法律の規制緩和への働きかけ
- ・ 法律見直しへの意見強化(実務との整合性)
- ・ プラスチックの世界的動向の情報発信
- 情報提供
- ・ セミナー等実施
- ・ 処分先の確保が難しく、業者の紹介希望
- ・ 処理業者ネットワークの公開
- ・ リサイクル業者の紹介
- ・ 会員への処理業者情報の提供
- ・ 加盟会社間の連携

出典:中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会(第1回)資料より





インタビュー

東港金属・福田社長に聴く「中国輸入規制の影響について」



左から 福田社長、木村専務理事(協会会議室にて)

東港金属株式会社(本社:大田区京浜島)は、創業100年を超える総合リサイク ル業者として、廃プラから金属関係まで廃棄物処理と有価物の買取等を行っています。 中国の資源ごみ輸入規制の影響について、日本経済新聞、NHK など複数のメディア から相次いで取材を受けている同社の代表取締役 福田隆 氏(当協会 中間処理委員会 破砕・圧縮分科会リーダー)より、マスコミの問題意識や取材の裏話、また、実際の 現場ではどのような影響を受けているのかといったお話をうかがいました。

(インタビュアー:木村 専務理事、取材:塩沢 美樹)

ーマスコミはどんな問題意識を持って取 材されたのでしょうか。

当社は非鉄金属リサイクル全国連合会 (非鉄全連) に所属しており、法改正に係 る技術検討委員会等で活動していた関係 で、取材の照会がありました。新聞では 日本経済、読売、毎日、テレビでは NHK とテレビ朝日から取材を受けました。

輸入禁止について関心が高かったです。 ただ、各社とも業界誌ではないため、「わ かりやすく」見せようとされていました。

たとえば、「中国のプラスチック輸入禁 止」というと「PET ボトルが止まったの ですね」といわれます。PETボトルはこ の問題の一部にすぎませんし、もう一つ は、「欧米ではプラスチック製ストローが どのメディアも、「廃プラスチック」の使用禁止になっていますが、日本ではや

めなくていいんですか」ということもい われました。そこで、動脈側と静脈側の 問題をきちんと整理してお話させていた だきました。

ーそのほか、どんな話がありましたか。

マスコミは、中国に行かない廃プラが、 どこかに溜まっているのではないかと考 えているようです。それで、在庫が山の ようになっているのではないか、その様 子を撮影させてほしいと求められました。 実際には、それほど単純な話ではありま せん。

また、各メディア、問題意識を持って 取り組まれており、関係各施設を精力的 に取材されていました。最初は PET ボト ルの取材ということでしたが、途中から 「ごみの行先がなくなっている」という切 り口に替えて、報道されているメディア もありました。

一東港金属には、どのような影響がある か教えてください。

中国向けのプラスチックは、主に製造 工程から出たものや、品質調整された状 態の良いものです。これらが、規制後、 RPF 製造施設やセメント工場に流れ、出 荷先が同じ中間処理後の廃プラの行先を 圧迫しています。そのため、焼却施設や 埋立処分場への持ち込みが増え、そこで も受入制限が始まり、当社も、廃棄物の 受入れを制限せざるを得ない状況です。 また、非鉄金属関係では、シュレッダーダ ストは主に製錬所での焼却処理に頼って おり、処理先が少ないため困っています。

当社では、中国の動向を見ながら、1

年以上前からこのような事態を想定し、 出荷先を拡大するなど準備をしてきまし たが、今年に入って、状況はますます厳 しくなっています。

現在は、廃棄物の受入れと、2次処理 先への出荷量のバランスを、なんとか保っ ている状況です。

一排出事業者に対してどのような対応を とっていますか。

当社の出荷先からは頻繁に値上げ交渉 があり、値上げをせざるを得ない状況に もなっています。そのため、排出事業者に 対しては、コストが上がった分だけ値上げ させていただきたいと説明し、今年になっ て2~3回の値上げを実施しました。

一行政に対する要望があれば教えてくだ さい。

廃プラについては、広域処理を促進す るために事前協議をなくしてほしい。また、 リサイクルに対するインセンティブを強化 するような施策を、国にお願いしたいです。 たとえば、「再生可能エネルギーの固定価 格買取制度」においてバイオマス発電は 対象ですが、廃棄物のサーマルリサイク ルは対象外です。

協会の中間処理委員会〈破砕・圧縮分 科会〉においても、期間限定でよいので 中央防波堤埋立地での受入れをしてもら えないか、といった議論が出ています。

中国輸入規制に関連する問題は、今後 3年間が正念場になるのではないでしょう

ーどうもありがとうございました。

第19回東京都廃棄物審議会を傍聴しました

東京都環境局は平成30年8月24日 第19回東京都廃棄物審議会を開催した。 これを傍聴してきたので、報告する。

なお、当協会高橋俊美会長は廃棄物 審議会委員であるが、当日は他に都合が あり欠席であった。次回以降出席し必要 な意見を述べていくこととしている。

8月24日の廃棄物審議会の議題と審 議内容は、以下のとおりである。諮問文 は、小池都知事から安井会長に直接手渡 された。

1 新たな諮問事項

「プラスチックの持続可能な利用に向けた 施策のあり方」

問題意識は、①温室効果ガス実質ゼロを達成するために使い捨て型の大量消費社会から持続可能な資源利用に移行する必要があること、②海洋ごみの早急かつ実効性のある対策が求められていること、である。

具体的な検討事項は、①必要性の低い、使い捨てプラスチックの大幅削減を促す仕組み、②プラスチック製品・容器包装の再使用・再生利用の推進及び再生プラスチックの利用拡大を図る方策、である。

審議会委員から出された主な意見は、 次のとおりであった。

- ・ 自治体ごとに分別方法が異なるが、 自治体がどう連携していくか検討が 必要
- ・ 製造・販売事業者の協力が不可欠
- ・ 都外からやってくる市民への取り組 みも必要
- ・ SDGs は 2030 年が目標年だが、今回 は 2050 年のあるべき姿を考え、今から都として何をしていくかを考えたい。

諮問事項は、プラスチック部会で審議した後、12月の審議会で中間まとめ後パブコメ、来年4月~夏頃最終答申の予定である。

2 進捗状況報告

以下の3事項について、都から説明 があり、それに対する委員の質問・意見 表明がなされた。

- (1) 東京都資源循環・廃棄物処理計画について
- ・ PCB の掘り起こし調査をしっかりと 行うべき。
- ・23区の焼却灰のセメント原料化は、 中国の輸入規制でセメント工場に行 く量が増えている中でも進むのか。
- ・リチウムイオン電池の発火事故があるが、清掃工場の設備への影響は大 丈夫か。
- ・食品ロスの削減効果を、どういう調

査で評価しているか。

- ・ 建設泥土改良土・再生砕石の利用を 都内で進めるべきである。
- (2) 東京都災害廃棄物処理計画について
- ・水害ごみを処理できるキャパシティが都内にあるのか。
- (3) 持続可能な資源利用に向けたモデル 事業 (27~29年度) の結果について
- ・事業系廃棄物の収集効率化や建設泥土 改良土の扱いには法律の制約がある というが、どういう制約か。
- ・平成30年度以降はどのように進めていくのか。

以下は、木村の感想である。

プラスチック対策については、中国 輸入規制への当面と中期的な対応もぜひ 議論すべきと考える。中国の規制強化へ の対処療法にとどまるのではなく、我が 国内における資源循環の輪をどう再構築 していくか、廃棄物や RPF の受け皿と なってきたセメント・製紙の需要の減少 などの経済社会情勢の変化を的確にとら えて、公共の最終処分場の存在意義や一 廃・産廃の不合理な区分の見直しなどの 法制度の改善に率先して取り組む姿勢を 東京都に期待したい。

(専務理事 木村 尊彦)

表紙の言葉

- ●今月の写真: 堀江 航 選手 [アイススレッジホッケー日本代表、ブラジリアン柔術、 車いすソフトボール選手、元車いすバスケットボール選手、リーフラス ㈱所属]
- ●写 真 提 供: リーフラス 株式会社 http://www.leifras.co.jp

堀江選手は、全国高校サッカー選手権大会に出場するほどのサッカー少年でした。日本体育大学3年の時、左足切断の大事故にみまわれるも、大学を卒業。その後、友人の勧めで車いすバスケットボールに出会います。車いすバスケの名門、米イリノイ大学への留学中には全米大学選手権優勝に貢献、同大卒業後は、スペイン、ドイツで日本人初のプロ選手としてプレーしました。

帰国後、アイススレッジホッケー*を始めるとすぐに日本代表に召集され、世界選手権大会では銀メダルを獲得、2018 平昌パラリンピックにも出場しました。最近では、健常者に混じってブラジリアン柔術の大会で優勝するなど、障がいの有無に拘らずスポーツを楽しめることを体現しているマルチアスリートです。今後はどんな競技にチャレンジするのか、その活躍が楽しみです。

※アイススレッジホッケーとは下肢に障がいを持つ人たちのために「アイスホッケー」のルールを一部変更して行うスポーツです。「スレッジ」と呼ばれるスケートの刃を2枚付けた専用の"そり"に乗り、左右の手にスティックを一本ずつ持ってプレーします。アイスホッケー同様にボディチェック(体当たり)が認められており、「氷上の格闘技」と呼ばれるほど非常に激しいスポーツです。

※堀江 航 氏のプロフィール・講演会等の詳細はこちら
★ https://www.leifras.co.jp/
【参考】 リーフラス (株) 提供資料及びウェブサイト
一般社団法人日本パラアイスホッケー協会 ウェブサイト

リチウムイオン電池等二次電池の混入事例

アンケート結果 (事例・原因編)

最近、リチウムイオン電池等二次電池を原因とする発火等の事故が増えている。 中間処理委員会では、この問題を取り上げ効果的な対策を検討することとしており、9月には関係業界団体との意見交換を予定している。

そこで、協会では、リチウムイオン電池等二次電池を原因とする事故事例、事故の推定原因、各社での対策内容、排出事業者に働きかけた内容、に関する情報を収集するため、平成30年7月25日付けで全正会員に「リチウムイオン電池等二次電池の混入事例アンケート」を行った。また、中間処理委員会破砕・圧縮分科会メンバーでは二次電池以外も含めた異物の混入事例等の情報を収集している。

対策と排出事業者への働きかけ方などについては、9月の中間処理委員会等で議論がなされるので、それらについては次号以降の機関誌で報告することとし、今号では、アンケートと破砕・圧縮分科会で収集されたもののうちリチウムイオン電池等二次電池を原因とする事故事例とその推定原因について、とりまとめたものを掲載する。

(専務理事 木村 尊彦)

リチウムイオン電池等二次電池の混入事例

1. 搬送中・搬入時

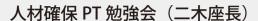
| 事故事例 | 推定原因 |
|---|---|
| パッカー車への積み込み時に小火の 発生 | 不燃ごみの中に携帯電話が混入していた為 |
| 収集後、パッカー車より少量の煙が出た | 袋ごみの中にバッテリーが入っていてパッカー内の圧により発火? |
| 廃プラを収集後、パッカー車内で発火 し消防車により消火 | 廃プラに混入していた DVD プレーヤーがパッカー車内で破壊されたことにより、内部にあった二次電池が原因で発火したものと推定される |
| 大型のサーバー機が搬入されたので重機での移動後、別保管していたが数時間後に機器近くの廃プラから出火 | 重機での移動時にサーバー機を潰してしまい 中のリチウム電池が圧を受け熱を持ち、隣接 して保管中の廃プラが出火したものと思われ る |
| 中間処理場でリチウムイオン電池が紛れていることを知らず、重機で廃棄物 を移動した際に発火 | 排出者が携帯充電器を金属容器の中に紛れ込 ませていて見つけられなかったため |
| 自社中間処理工場で火災 | お客様の荷の中にリチウムイオン電池が混入 |
| 受入物を車両から荷降ろしする際の摩 擦で発火 | 車両積込時に分別せず、リチウム電池混入の まま積込みしてしまっている |

2. 分別・破砕・選別・圧縮中

| | HXF1 22//J | 7 | |
|---------------|-------------------------------|----------------------|---|
| | 事故事 | 例 | 推定原因 |
| によりリ | チウム電池が | 発火 | 関リチウム電池の混載 |
| 中、パン | ット重機で荷た リコンに重機の 、電池から発火 | 圧がかかり内蔵の | だパソコン内にリチウム電池が内蔵されている ことに気付かず選別中に重機でパソコンに圧 をかけてしまい、潰したためと思われる |
| 展開検3 | 査における重 | 直機等で仕分中に | ボタン電池が重機による圧力、摩擦で発火 |
| たスクラ | ラップは後工程 | 星の磁選機で回り テナに収納してい | 手選別で回収しきれなかった蓄電池がスクスラップ回収シュートから専用コンテナに落ち、た際の衝撃と後からの回収物の圧で発火した と思われる |
| 1 - 1 - 1 - 1 | 引処理工場に、 したところ発煙 | て選別後、破砕構 ! | 機リチウムイオン電池は製品の中に入念に梱包 されている物が多く選別の目を逃れて破砕処 理してしまった |
| | 電バッテリーズ な砕機で破砕し | が廃プラに紛れて た際に発火 | て排出事業者が所謂不燃ごみとして混入してしまう。自社での分別作業ができず、処理前に 取り除くことができない |
| | こ投入したと くし燃え広がっ | ころ搬出コンベラ った | 7廃棄物の中に電池等が混入されていた為、破砕時に発火したと思われる |
| | の手選別コン・ 『池が白煙を上 | | 破砕前の展開検査で袋入りの中を見落とした |
| 圧縮作業 | 美中に小火の 発 | 生 | ノートパソコンを圧縮作業中に発火、充電池 が外されていなかった |
| 処分先0 |)処理工場にて | 7火災 | 選別で取り切れなかったものが混入していた 為 |
| 混合廃 | 棄物を二軸の | 波砕機に投入後 | 、プラスチック製の玩具の電池 (バッテリー)、 機械類のバックアップ電池が中に残っていた |
| 破砕機、 発火 | 切断機に入り |)、現場から発煙 | 、破砕の衝撃熱・混入していた電池による発火 |
| | アップ時、選別 間辺の荷物に引 | | が強い衝撃、散水等の水圧、水との反応により 発火 |

3. 中間処理後の物を保管中

| 事故事例 | 推定原因 | |
|---------------------------------------|---|--|
| 破砕後ミックスメタルのストックヤード から出火 | 破砕選別後メタルに含まれた電池等が時間経 過後何らかの要因で発火したと思われる | |
| 出荷の為にミックスメタルを大型車に 積み置きしたところ8時間後に出火 | 破砕後、選別されたメタルに含まれた電池等が時間経過後、何らかの要因で発火したと思 われる | |
| 絶縁済リチウム 2 次電池をオープンド ラムにて保管中に出火 | 全て絶縁状態を確認。電池内部でショートがあり発火したと思われる。電池は使用済み電池であり当社保管にあたるまでどんな状況で使用、保管、運搬されたかは不明。廃棄物の観念から丁重に取り扱われる事は少なく、外部からの圧力等で発生していた事が原因かと考えられる | |
| 二次電池出荷先にて、フレコンから出火 | 保管中の重みによる衝撃でのショート | |



開催日時: 8月20日月15時~ 場所:協会会議室 出席者数: 13名

議題及び内容:

【採用課題の洗い出し】

- ●「人材確保 PT 勉強会」が 7月23日に発足し、今後月1回の勉強会を行っていく。 活動目標:「人材の採用と定着率の向上を目指す」
- ●第2回目となる今回は、各会社においての採用募集の現状と、新卒・中途の職種ごとの採用手法の工夫・課題や募集する媒体等について情報共有し、1.採用分類、2.職種、3.採用手法について意見交換した。
 - 1. 即戦力の中途採用、将来を見据えた新卒採用をターゲットとするが、外国人実習生、季節労働者(豪雪地帯の業者・従業員)も労働力となっている。
 - 2. 管理部門は応募が多いが、工場スタッフは常に不足し採用しても定着しない。 (特に夜勤があると応募なし)
 - 3. 人材確保の為には、自社の求人情報が求職者の目につく工夫や就業条件を詳細に明記することを求められる。また、求人の費用効果を考え、広告・コーディネーター・WEB等、今後視野を広げていく必要がある。エージェントからの人材紹介や社員紹介制度を取り入れ、人材確保に繋げている会社もある。

次回開催日: 9月25日月10時~ 協会会議室

(次回の議題)「4. ターゲティング、5. 採用オペレーション、6. 環境整備」 について意見交換する。

中間処理委員会〈破砕・圧縮分科会〉(福田リーダー)

開催日時:8月27日(月)15時~ 場所:協会会議室 出席委員:12名 議題及び内容:

- ●分科会内で異物混入と廃棄物・有価物についてのアンケートを行った。
- ●異物混入による発火事故はリチウムイオン電池等二次電池の接触や破砕時の圧力などによる事故が圧倒的に多く、どの会社においても重要課題となっている。 どこに使用されているのかわからない為、分別しきれない事が原因で、すべてを手選別で行うのは困難であり解決策としては厳しい状況である。アンケート結果は中間処理委員会に提出する。
- ●「中国の輸入規制に伴う影響に関するアンケート」結果を協会から環境省に提供 し、現場の状況を知ってもらうこととした。
- ●破砕・圧縮分科会主催の施設見学会は東京ボード工業(株)佐倉工場に決まり 10月開催で日程を調整する。

次回開催日: 11月28日(水)15時~ 協会会議室

建設廃棄物委員会(鈴木委員長)

開催日時: 6月 26 日(火) 15 時~ 場所: 協会会議室 出席委員: 10 名

議題及び内容:

●平成30年度活動計画ほか

今年度も主に分科会を含め、前年度同様に委員会及び施設見学会等、年4回程度の活動を行っていくこととした。また、10月には施設見学会を実施する。再生骨材等勉強会を設立するため、構成メンバーの参加を募ることとした。

次回開催日:建設廃棄物委員会 8月28日(火)15時~ 協会会議室

開催日時:8月28日(火)15時~ 場所:協会会議室 出席委員:12名 議題及び内容:

①施設見学会・勉強会(10月予定)について 見学先は10月10日(水)、JFE環境(株)蛍光灯リサイクル工場とメジャーヴィーナス・ジャパン(株)東京エコファクトリーへ行くことが決定した。

②再生骨材等勉強会について

構成メンバーを募った結果、7社の参加が決定した。初回の勉強会を9月~10月に開催することとした。

③平成30年度建設副産物実態調査の実施について(全産連)

協会の機関誌に全産連からの協力要請を受け、実態調査の実施について (お願い)の通知を掲載し、会員企業に周知することとした。

次回開催日: 建設廃棄物委員会 11月26日(月)15時~ 協会会議室

計 報

碩 孝光氏(当協会常任理事)が8月23日、逝去されました(62歳)。 謹んで哀悼の意を表します。

平成30年度建設副産物実態調査の実施について(お願い)

平成30年9月3日

正会員各位

一般社団法人東京都産業廃棄物協会

平成30年度建設副産物実態調査の実施について(お願い)

当協会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、国土交通省から協力要請がございました。 本調査は、建設工事の施工に伴い発生する廃棄物等(以下「建設副産物」と 呼ぶ)の発生量等に関する実態を把握することを目的に、建設工事の発注者、 建設業者、産業廃棄物処理業者など、建設副産物に関わる全ての者に対して実 施されるものです。詳しくは下記の国土交通省リサイクルホームページをご参 照ください。

本調査結果は、「建設リサイクル法」及び「建設リサイクル推進計画」等の国 土交通省における諸施策を策定するための基礎情報として活用されており、当 協会は、本調査は建設副産物の再生利用を促進するためにも非常に重要な調査 であると考えております。

しかしながら、産業廃棄物処理企業からは、過去に実施された同調査結果は 建設副産物の再資源化率が実態と合っていないとの声も聞かれています。本原 因の一つとして、産業廃棄物処理業者の回答数が少ないことがあると考えられ ます。

多くの皆様にご協力頂くことにより、建設副産物の処理及び再生利用等の実態をより的確に示すこととなりますので、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、なにとぞ調査にご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

国土交通省リサイクルホームページ

 $http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d02status/d0201/page_0201~02researchbody.htm$

以上



カポック(株)

代表取締役 黒岩勝敬

東京都知事産業廃棄物収集・運搬(積替え保管を除く)

〔 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)〕

東京都知事特別管理産業廃棄物収集・運搬(積替え保管を除く)

- 〔 ① 廃酸 (pH2.0 以下のもの)
 - ② 廃アルカリ (pH12.5 以上のもの)
 - ③ 特定有害産業廃棄物 7. 金属等を含む廃棄物*別表省略 〕

〒 210-0854 神奈川県川崎市川崎区浅野町 1-3

8 044 (355) 8885

中央電力(株)

代表取締役 中村誠司

賛助会員 電力を対象とした総合サービス(電力の小売り等)

〒 107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル6階

25 03 (6277) 8430

㈱タイガー

代表取締役 竹添幸男

賛助会員 パッケージソフト、受託開発システム等の開発、販売及び保守、車載器販売等

〒 101-0064 東京都千代田区神田猿楽町 2-1-14 A&Xビル 2階

8 03 (5283) 7232

平成30年7月~入会の賛助会員

中央電力 株式会社



拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は 格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、中央電力株式会社は、一般社団法人東京都産業 廃棄物協会の賛助会員に入会いたしました。

弊社は、マンションをはじめ工場やビルのお客様に対し、コス ト削減を主とするエネルギーサービスを展開しており、現在、18 万件のお客さまとお取組みさせていただいております。

会員の皆様へコスト削減のお力になれるよう取り組んでまいり ますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

敬具

ポイン

毎月の電気料金が安くなります。

低圧契約・高圧契約ともに、ご契約内容やご利用状況を問わず、ご提案が可能です。

ポイント2

費用負担は一切ありません。

設備変更による初期投資や、月々の諸費用など、余計な出費は一切ありません。

ポイント3

電気の品質・安定性は変わりません。

送電網・電気設備は地域電力会社(東京電力)のものを利用するため、電気の品質は 変わることなく、メンテナンスや保守体制も一切変わりません。

既に新電力切替済みの方でも 更にお安くなる可能性がございます。

まずはご相談下さい!!

🏞 中央電力株式会社 👚 東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル6F 03-6277-8430 担当 田村・渡部

株式会社 タイガー







危険な映像はすぐにクラウドへ

「超 長時間録画



■CAM1明るく 【◆ ▶ 】 ■CAM2明るく



GPS(みちびき対応)

堅牢なセキュリティ



WEBドラサービス



お問合先: 03-5283-7232 担当: 販売原館

19

つぶやき 「適正処理困難物」の課題を 地域循環共生圏の視点で関係者間で共有できないか?

本年6月22日に環境省より通知「建 築物の解体時等における残置物の取扱い について」(※1)が発せられました。 内容は、平成26年2月3日の通知(※2) とほぼ同じで、改めての周知となってい ます。今年の通知では、中央環境審議会 の「見直しの方向性」(※3)も踏まえて、 全3部構成で具体的に示されています。 1. 残置物の処理責任の所在、2. 残置物 の適正な処理を確保するための方策、 3. その他リフォーム工事など類似の場 合等への周知です。特に、「2. 残置物の 適正な処理を確保するための方策」では、 産廃業者が一般廃棄物となる残置物の処 理を受託する際の具体的な条件が示され たので、法律を遵守する為に通知の内容 をよく確認する必要があります。本通知 では「残置物」を例えとしていますが、 一般廃棄物に該当する「適正処理困難物」 も同様の扱いが必要となります。

適正処理困難物と同じ性状の産業廃棄物を処理する業者は、各地に存在します。しかし、一般廃棄物としての取り扱いが必要となるために、処理能力は有っても現実には受けられない業者が多いと思われます。都内の日社では、適正処

理困難物の問合せを受ける事がありま す。別紙「H社への市民からの問合せ実 績」(22 頁参照)は、多摩地域で発生し た適性処理困難物で、H社へ問い合わせ があった廃棄物の種類をまとめたデー タです(集計期間は、昨年7月~今年6 月の1年間)。都内の中間処理業者の事 例ですが、どんな物が有るか等ご参照く ださい。尚、都内全域から同社に問い合 わせがあった総件数は、593件(23区 が 362 件、多摩地域が 231 件) です。 ひどいケースとしては、内容不明のまま 問い合わせされます。これは、長い年月 を経て発生したごみ故に、何なのか?誰 の物なのか?解らないという事例です。 市町村で処理が出来ない場合は、結果と して多くの市民がその処理先(ごみの適 正な分別方法や受け入れ先)に困る事と なります。何とか解決しなければと考え ています。

法制度としては、個別且つ継続的に 対策が施されます。環境大臣が指定する 制度の創設、個別リサイクル法や広域認 定制度による対応等が行われ、メーカー 等による処理体制の構築や製品構造(設 計)の見直しなど、様々な取り組みが進 められてきました。

前述した意見具申(※3)の中では、 農薬・薬品類、スプレー缶・カセットボ ンベ等は、特例(※4)の活用について 記されています。特例に関する法規制は、 その施設で処理する産廃と「同様の性状 を有する一廃」であれば良いとしていま す。そして、特例の対象となる一般廃棄 物の種類として、「廃プラスチック類の 破砕施設が処理する廃プラ | など(※5) が定められています。しかし、「汚泥、 廃油、廃酸、廃アルカリ」の処理に関す る施設は含まれず、これらに該当する適 正処理困難物の処理の為には、特例の活 用はできないと思われます。当初の法整 備では、これらの廃棄物が家庭から発生 する事が想定されていなかったのでしょ うか?

適正処理困難物は、社会の発展と共に多様化します。排出の経緯や状況、ごみの種類や形状・性状などが多様化し、処理実務は複雑化しています。その結果、安全衛生面のリスクは高まり、コストも高まりつつあります。市民の便利で豊かな生活を提供してくれた筈の商品が、廃棄物に変化した時点で適正に分別・保管、処理されないと、発火の可能性やガスが

発生するなどの予期せぬ化学反応の原因物質となってしまう事も考えられます。 更には、市町村のごみ収集車やごみ処理施設に紛れ込む可能性も考えられます。 H社に寄せられるような市民からの問合せへの対応は今後どのようにすべきか?おそらく市町村の現場に係っている方々も、一般廃棄物処理計画に沿わない想定外のごみへの対処に苦慮され、明快な答えが出せていないのではと思われます。

適正処理困難物の発生量は、ごみの 総量と比べればごく僅かなものですが、 中には有害・危険な物が有り、特に発生 段階での取扱いなどの管理は重要となり ます。取扱いを誤ると労災や環境汚染の を招く恐れがあります。一般廃棄物処理 計画の中で全てを解決するのは、処理実 務的に、法的に、または財務的にも単純 な事では無いと思います。在るべき姿と しての将来像を具体化する為に、市町村、 一廃業界、産廃業界が協力し合い、市民 や排出者の為に「地域循環共生圏」の視 点での社会的イノベーションが実現され るよう関係者が足並みを揃え、この課題 を共有する事ができればと考えています。 (森)

^{※1} 環循規発第1806224号「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて」

^{※ 2} 環産廃発第 1402031 号「建築物の解体時における残置物の取扱いについて」

^{※3} 中央環境審議会廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申) 平成29年2月14日

^{※4} 産廃処理施設の設置者に係る一般廃処理施設の設置についての特例 (法第十五条の二の五)

^{※ 5} 施行規則第十二条の七の十六

つぶやき

別紙 「H社への市民からの問合せ実績」

1.集計期間

2.受信方法

平成29年7月1日~平成30年6月30日

電話、ホームページからの問合せメール

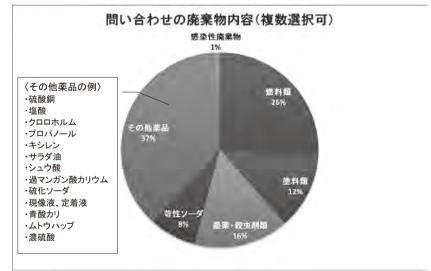
3.集計対象

東京都下(23区含まず)にお住いの個人からの問い合わせ(市では対応ができないと言われた方)

4.問い合わせ件数及び内容(複数選択可)

| \ | 件数 | | | | | |
|-------------------|------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|-------------|--|--------------|
| 種類 | 燃料類 | 塗料類 | 農薬•殺虫剤類 | 苛性ソーダ※1 | その他薬品 | 感染性廃棄物 |
| 廃棄物の例用途 | 灯油、石油 | ペンキ、接着剤 等 | マラソン、 石灰硫黄合剤 スミチオン、 肥料等 | 苛性ソーダ | ・硫酸酸 ポーシン油酸酸 が は ロパシレダウンム 一定 オーランガム ソニカンム フェガンム フェガンム フェガンム フェガンム フェガー が できない できない できない できない からない からない からない からない からない カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 注射器・点滴な ど |
| | 暖房用で使わ なかったもの、 使えなくなった もの | リフォーム、趣 味、残置され <i>た</i> 等 | 趣味、故人のも の、過去に配布 された残り等 | 趣味の石鹸作 り | 趣味の写真現像・染色・プラモ デル・絵画、車 両のメンテナン スなど | 介護など |
| 三多摩地区 (23区は除く) | 60 | 29 | 36 | 18 | 86 | 2 |

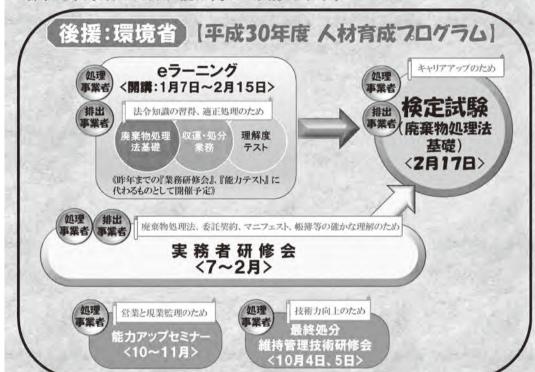
※1 苛性ソーダは石鹸作りに使用する方が多い。



(公社)全国産業資源循環連合会

人材育成のサポートは連合会にお任せください ご参加をお待ちしております

全国産業資源循環連合会は、環境省の後援で、独自の人材育成プログラムにより、基礎知識から専門的な技術の習得まで、産業廃棄物処理に係わる従事者の知識、能力向上に貢献します。



上記、研修会/試験等の詳細は各案内をご覧ください

産廃 人材育成

検索

https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/

お問合せ先: (公社)全国産業資源循環連合会

TEL 03-3224-0811

住所 〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

URL https://www.zensanpairen.or.jp

2018.08

全国産業資源循環連合会より 全国産業資源循環連合会より

キャリアアップを考えている方に必須の試験です!

(公社)全国産業資源循環連合会



廃棄物処理法基礎)



こんな人のニーズにおススメです。

□人事·管理部門

現場の担当者が業務に必要な知識を身に付けているか、 定量的に把握したい方。従業員の人材育成にご活用くだ さい。

□廃棄物処理担当

廃棄物を処理する上で、実務に必要な正しい知識が身に ついているかを確認したい方。

この検定に合格すると・・・ 口合格証明書カードが交付されます。 口言作品の目が 口きちんとした知識を備えた人材であることの ロボッオンより。 口お客様やクライアントからの要望に対して、 より効果的で適確な提案をすること

【申込方法・受付期間】専用ポータルサイトにて申込受付、平成30年12月5日~平成31年1月18日

(ただし、定員になり次第、受付を締め切ります)

詳しくは、連合会ホームベージでご案内いたします。 産廃 人材育成

性廃 人材育成 検索 体 https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/

ができます。

【試験形態】 マークシート方式による筆記試験

【試験範囲】廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿 保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

7,020円(税込)

【試験会場(予定)】 全国12会場で同時開催

最寄の会場をご利用ください

| 開催場所(定員) | 試験会場名 | 所在地 |
|------------|---------------------|-------------------|
| 岩手県(150名) | 岩手教育会館 | 盛岡市大通1-1-16 |
| 栃木県(100名) | 関東職業能力開発大学校 | 小山市横倉三竹612-1 |
| 埼玉県(70名) | TKP大宮駅西口カンファレンスセンター | さいたま市大宮区桜木町1-8-1 |
| 東京都(180名) | TKP市ヶ谷カンファレンスセンター | 東京都新宿区市谷八幡町8 |
| 神奈川県(120名) | (学)岩崎学園 横浜西口2号館 | 横浜市神奈川区鶴屋町2-17 |
| 新潟県(100名) | 新潟県建設会館 | 新潟市中央区新光町7-5 |
| 長野県(70名) | 長野バスターミナル会館 | 長野市中御所岡田178-2 |
| 静岡県(70名) | レイアップ御幸町ビル | 静岡市葵区御幸町11-8 |
| 愛知県(150名) | 名古屋国際会議場 | 名古屋市熱田区熱田西町1-1 |
| 大阪府(140名) | 國民會館 武藤記念ホール | 大阪市中央区大手前2-1-2 |
| 広島県(100名) | 広島工業大学専門学校 | 広島市西区福島町2-1-1 |
| 熊本県(120名) | ユースピア熊本 | 熊本市中央区水前寺 3-17-15 |

【お問合せ先】

- 一般社団法人岩手県産業廃棄物協会
- 公益社団法人栃木県産業資源循環協会
- 一般社团法人埼玉県環境産業振興協会 公益社団法人神奈川県産業資源循環協会

検定試験担当

- 一般社団法人新潟県産業廃棄物協会 一般社団法人長野県資源循環保全協会 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会
- 公益社団法人大阪府産業資源循環協会 一般社団法人広島県資源循環協会 一般社団法人熊本県産業資源循環協会
- 一般社団法人愛知県産業廃棄物協会

TEL: 03-3224-0811 FAX: 03-3224-0820 https://www.zensanpairen.or.jp

- ●営業時間/月~金 9:00~17:00
- ●定休日/土日·祝日

2018.08

産業廃棄物処理 e ラーニング講座

- ●この講座は、産業廃棄物処理に興味がある方や従事者の方ならどなたでも、個人単位で受講 することができます。
- ●受講はご自身のバソコンで行います。インターネット環境があれば、学習期間中にいつでも、どこでも自分の ベースで受講可能です。
- ●本eラーニング講座は、バソコンから映像を視聴いただく講義、理解度テスト、その後じつくり学習するための テキスト教材(画面表示のみ) で構成しています。
- ●理解度テストは、正解するまで繰り返し出題されますので、より理解を深めます。
- ●各講座の受講が修了すると、修了証を画面表示します。

申込受付期間:11月1日~11月30日)

【学習期間:平成31年1月7日~2月15日】

【講座名・学習内容】業態に合わせ4講座を用意

- ①廃棄物処理法基礎 (廃棄物の種類、委託契約、マニフェスト、保管基準、処理基準等)
- ②収集運搬現場業務(収集運搬に係る法令等、安全衛生、作業工程管理、留意点等)
- ③中間処理現場業務(中間処理に係る法令等、安全衛生、作業工程管理、留意点等)
- ④ 最終処分現場業務(最終処分に係る法令等、安全衛生、作業工程管理、留意点等)

受講料: 1名 5,400円 (税込、 通信費等は利用者負担)

※本料金で上記全ての講座を受講可能です。

専用ポータルサイトにて受付。詳しい情報は、こちらのサイトより

産廃 人材育成 検索

https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/



【お問合せ先】

(公社)全国産業資源循環連合会 eラーニング担当

TEL: 03-3224-0811 FAX: 03-3224-0820

https://www.zensanpairen.or.jp

- 〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階
- ○営業時間/月~金 9:00~17:00
- ●定休日/土日·祝日

2018.08

(公社)全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17

第2ABビル4階

よろず相談

法律相談



芝田麻里

災害廃棄物と産廃業界

私は都内で小さいながらも中間処理と収集運搬の許可を持っています。 ここのところ西日本豪雨による災害廃棄物等、災害廃棄物についての報

道を耳にします。東京で災害が発生した際には、災害廃棄物について何かできないかと思いますが、災害廃棄物は一般廃棄物であると聞きます。災害廃棄物が都内で発生した場合、どうしたらいいでしょうか。

1 災害廃棄物とは

(1) 災害廃棄物の性質

災害廃棄物とは、「災害に伴って生じた廃棄物」をいいます。すなわち、「事業活動に伴って生じた」廃棄物(廃棄物処理法《以下、「廃掃法」》第2条第4項第1号)ではありませんので、「一般廃棄物」に該当します。そして、一般廃棄物の処理責任は市区町村にあります(廃掃法第4条第1項)ので、災害廃棄物については市区町村にその処理責任があることになります。

なお、一般廃棄物か産業廃棄物かの違いは、基本的には廃棄物の処理費用を、市民の税金で賄うか(→一般廃棄物)事業者の負担で賄うか(→産業廃棄物)という視点で分けられています。災害廃棄物は事業者の事業活動に伴って生じた廃棄物ではないため、市民の生活に関わるものとして税金で処理しようという考え方になります。

そうすると、産業廃棄物業界と関りがないのではないか、ということになりそうですが、後にご紹介するようにそうではありません。災害廃棄物の迅速な処理には産業廃棄物業界の積極的な支援がなければ現実的ではありません。

(2) 災害廃棄物の種類

ところで、災害廃棄物の種類にはどのようなものがあるでしょうか。 災害廃棄物には、以下のような種類があるといわれています。

<災害廃棄物の種類>



出典:http://kouikishori.env.go.jp/document_video/pdf/teaching_material_01.pdf 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策チーム(2016.3.31)

| 可燃系混合物 | 不燃系混合物 | コンクリート系混合物 | |
|-------------------|------------------|---------------------|--|
| 木質系混合物(草木類) | 廃家電等 | 処理困難物(布団等) | |
| 金属系混合物 | 廃自動車等 | 処理困難物(廃畳等) | |
| 危険物・有害物等 (消火器) | 危険物・有害物等 (灯油) | 危険物・有害物等 (ガスボンベ) | |

災害廃棄物は災害の種類によって、水害廃棄物、地震廃棄物と呼ばれることがあります。東日本大震災では、通常の地震廃棄物のみでなく津波廃棄物と呼ばれる廃棄物が大量に発生しました。

2 現在の災害廃棄物に対する法制度

(1) 東日本大震災の反省

東日本大震災の廃棄物の特徴は、広域的かつ津波による被害を受けた廃棄物(津 波廃棄物)が多く発生したことが特徴的でした。津波廃棄物とは、津波を被った家 電製品、家具、畳、カーペット、倒壊家屋、大型ごみ、有害廃棄物、ヘドロ、水産物、



水産加工物、コンクリートがら等、倒壊木等などです。これらの廃棄物は、塩分と水分を大量に含んでいるため、腐敗しやすく、腐敗すると悪臭を放ちます。

そしてこれらの廃棄物が一度に大量に発生するため、<u>これらの廃棄物をいかに</u> 適正かつ円滑・迅速に処理できるかが、生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止 に非常に重要になります。

一度に大量に発生した廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するにあたっては、 経験不足な自治体が多く混乱が見られました。そのため、災害対策基本法の一部 見直しを行うとともに、廃棄物処理法の一部改正が行われました。

(2) どのような法改正が行われたか

ア 法改正の内容

では、どのような法改正が行われたでしょうか。

東日本大震災ではかつてない広範囲で災害廃棄物が一度に大量に発生しました。 「かつてない広範囲に」発生したという点からは、市町村ごと自治体ごとの判断では 廃棄物の処理は困難でした。また、「一度に大量に」発生したという点からは、円滑・ 迅速な処理が必要であり、円滑・迅速な処理のためには、初期対応が非常に重要で あり、円滑・迅速な初期対応を可能とするためには、関係機関との連携が必要とい うことになります。

そして、これらを可能にするためには、<u>災害廃棄物処理計画を予め各自治体が策定し、あるいは関係各機関と予め協定を締結するなど、日ごろから準備を行っておくことが必要</u>となります。法は、これらの視点が欠けていたことから、災害対策基本法及び廃掃法の一部を以下のように改正しました。

イ 災害対策基本法の改正

① 環境大臣による災害廃棄物処理指針の策定

大規模な災害があったときは、環境大臣が当該地域における災害廃棄物を「指定災害廃棄物」とし、指定災害廃棄物の基本的な処理指針を定めるものとしました(災害対策基本法《以下「基本法」》第86条の5第2項)。そして、処理指針には、「指定災害廃棄物の処理の基本的な方向」を定めるほか、「指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項」、「指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項」を定めるものとし(基本法第86条の5第3項)、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として「廃棄物処理特例地域」として指定された際には、当該地域において自治体から委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、処理法上の許可なくして廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、処理法上の許可なくして廃棄物の収集、運搬又は処分ができることになります(同法同条第4項乃至第6項)。

たとえば、自治体の清掃工場の処理能力では処理スピードが間に合わない、あるいは自治体の処理能力を超えた処理困難物の処理に当たっては、専門的能力を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託することなどが考えられます。そしてこの際、

自治体から処理委託を受け処理を行う業者には、処理法上の許可は不要ということになります。

② 環境大臣による廃棄物の処理

さらに、自治体からの要請に応じて、環境大臣自らが上記「廃棄物処理特例地域」 における廃棄物の処理を行うこともできます。その際、たとえば、「当該指定災害 廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性」、「当該指定災害廃棄物の 広域的な処理の重要性」を考慮することになります(同法同条第9項)。もっとも、「環 境大臣自らが」とはいっても、実際には環境大臣からの委託を受けた業者が処理を 行うことになります。

ウ 廃棄物処理法の改正

次に、廃掃法上、とくに産業廃棄物処理業者と関わるところでは以下の改正が行われました。

① 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例における非常災害のために必要な応急措置に係る規定の追加

産業廃棄物処理施設を設置する者が、災害時において当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理しようとする場合には、「その処理を開始した後、遅滞なく」届け出ることによって、<u>当該処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設と使用することができるとしました</u>(廃掃法第15条の2の5第2項)。

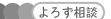
本規定は、被災地の自治体において平時のような事務処理が困難となる場合が 想定されることから、生活環境の保全上の支障を防止するため等、早急に処理が 必要な非常災害により生じた廃棄物について被災地域に既に設置されている産業 廃棄物処理施設を迅速に活用するため設けられたものです。

当該被災地以外の都道府県における産業廃棄物処理施設において当該廃棄物を 処理しようとする場合においては、通常と同様に事前に届出が必要ですし、平時に おいては都道府県知事に事前の届出が必要です(廃掃法第15条の2の5第1項)。

② 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の改正 (再委託)

また、非常災害が発生した場合、平常時自治体が処理している日常生活に伴って生じるごみ、し尿、事業系一般廃棄物とはその質、量ともに異なる廃棄物が発生し、自治体が当該廃棄物の処理体制を十分に確保できない場合が生じる可能性があるため、自治体が非常災害により生じた廃棄物の処理を委託する場合について、改正前は一律に禁止されていた再委託を可能としました(廃掃法施行令第4条第3号)。また、再委託を受けて処理を行う者については、一般廃棄物処理業の許可を不要としています(同規則第2条第1号及び第2条の3第1号)。

なお、平常時は、一般廃棄物については再委託は禁止されていますので留意が 必要です。



3 今、産業廃棄物処理業界は何ができるのか(設問に対する回答)

災害廃棄物は一般廃棄物として、産業廃棄物処理業界からは援助を申し出たくても かなりハードルは高いものでした。しかし、東日本大震災という未曾有の災害を経験し、 災害廃棄物に対して円滑・迅速に処理できる体制が整ってきているといえるでしょう。 しかし、それでも西日本豪雨による被災地からは連日、廃棄物の処理が間に合ってい ないこと等の報道がなされています。

上記改正を受け、産業廃棄物処理業界は今、何ができるでしょうか。

(1) 自治体との協定の締結、マニュアルの策定等

東京都では、「東京都災害廃棄物処理計画」を定め、東京都における災害時の廃 棄物処理の指針をまとめています。ただ、あくまで災害廃棄物処理の実施主体は 区市町村であることから、東京都は広域自治体としての調整機能を果たすべきこ とになります。

そして、災害対策基本法、廃掃法等に基づき、一般廃棄物ないし産業廃棄物処 理業界と災害廃棄物に関する協定等を締結している自治体も増えていますが、産業 廃棄物処理業界と協定を締結できていない区市町村はまだあると思われます。業 界から働きかけて協定を締結しておくことによって災害時の円滑・迅速な処理が 可能となると思われます。

区市町村とのマニュアル等の策定等により、仮置場での指示等、具体的な行動 を可能にしておくことができます。

(2) 産業廃棄物処理施設の活用

上述のように(2(2)ウ①)、産業廃棄物処理施設でも、自身が扱っている廃棄物 と同様の一般廃棄物を処理する場合には事後に届け出ることによって、産業廃棄 物処理施設を一般廃棄物の処理施設として使用することが可能になりました。

なお、「東京都災害廃棄物処理計画」では、民間施設を含めた災害廃棄物の処理 可能量の算定を行っています(「東京都災害廃棄物処理計画 | P.51 ~ P.53)。

(3) 自治体等からの処理の受託

さらに、一般廃棄物の処理の許可を有していなくても、処理の能力があると認 められれば区市町村からの災害廃棄物の受託が可能です。

専門的知識を有する産業廃棄物処理業者の協力を得ることができれば、より円滑な 災害廃棄物の処理が可能となるものと思われます。西日本豪雨の被災地はなお復興の 最中にあります。また、台風21号も大きな爪痕を残しました。被災地の一日も早い 復興をお祈りいたします。













(平成30年9月12日現在)

| 月 | 日 | 曜日 | 行事予定 | 備考 |
|----|----|----|---|------------------------------|
| | 4 | 木 | 建設廃棄物委員会=再生骨材等勉強会 10:00~12:00 | 協会会議室 |
| | 10 | | 建設廃棄物委員会 施設見学会/勉強会 | JFE 環境㈱(横浜市)他 |
| | | 水 | 広報委員会 10:00~12:00 | 協会会議室 |
| | | | 全産連;理事会 13:30~17:00 | 全産連会議室 (港区) |
| | 18 | 木 | 女性部 幹事会 13:30~/全体会 15:00~17:00 | 協会会議室 |
| 10 | 22 | 月 | 中間処理委員会=破砕・圧縮分科会主催「施設見学会」 13:00集合~17:00 | 東京ボード工業㈱ 佐倉工場 (佐倉市) |
| | 23 | 火 | 総務委員会 14:00~ / 常任理事会 15:00~17:00 | 協会会議室 |
| | 25 | 木 | 平成30年度第二回「安全衛生研修会」 14:00~16:30 | エッサム神田ホール2号館 3階・大会議室(内神田) |
| | | | 青年部 幹事会 15:00~17:00 | 協会会議室 |
| | 26 | 金 | <協会実施>「電子マニフェスト・操作体験セミナー」 14:00~16:00 | ラーニングスクエア 新橋 (港区) |
| | 30 | 火 | 人材確保PT勉強会 15:00~17:00 | 協会会議室 |
| | 2 | 金 | <協会実施> 第2回産業廃棄物処理実務者研修会 14:00~16:00 | フォーラムミカサエコ 7 F ホール (内神田) |
| | 12 | 月 | 関東地域協議会;平成30年度事務担当者会議 | (群馬県) |
| | 13 | 火 | \downarrow | |
| | 14 | 水 | (広報委員会 予定日 午前中) | 協会会議室 |
| | 14 | | 常任理事会 13:30~/ 第48回理事会 14:30~17:00 | 協会会議室 |
| | 15 | 木 | 女性部 「研修旅行」 ~17日(土) 施設見学(金沢市内)⇒「つどい」⇒「全国大会」 | |
| | 16 | 金 | ↓ 関東地域協議会・女性部会 「e-Lady21 のつどい」 於:ホテル日航金沢 | |
| | | | ↓ 第17回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」 13:30~ / 交流会18:00~ | ホテル日航金沢(石川県) |
| | 17 | 土 | ↓ | |
| 11 | 20 | 火 | 人材確保PT勉強会 15:00~17:00 | 協会会議室 |
| | 22 | 木 | 第61回関東地域協議会 | (神奈川県) |
| | 26 | 月 | 建設廃棄物委員会 | 協会会議室 |
| | 27 | 火 | 協会役員と新入会員との懇談会 11:00~ / 常任理事会 13:00~ | 協会会議室 |
| | 28 | 水 | 中間処理委員会=破砕・圧縮分科会 15:00~17:00 | 協会会議室 |
| | 29 | | 収集運搬委員会 施設見学会 16:00集合~18:00 | ヤマト運輸㈱ 羽田クロノゲート(大田区) |
| | | 木 | <協会実施>「電子マニフェスト・操作体験セミナー」 14:00~16:00 | ラーニングスクエア 新橋 (港区) |
| | | | 青年部 幹事会 15:00~ | 協会会議室 |
| | 30 | 金 | 医療廃棄物委員会「医療廃棄物排出事業者向けセミナー」 13:00~ | エッサム神田ホール2号館 3階・大会議室(内神田) |

局

私が初めて協会に来た日は、東京に 大雪警報が出た1月の事でした。凍り 付くような寒さに震えながら雪の中を歩 いていたのがほんの少し前の気もしま すが、気づけば夏になり、その夏も終 わろうとしています。季節の移り変わり の速さに年々歳を感じています。

特にこの夏は、西日本で甚大な自然 災害が起こりました。私の出身地京都 では地震から始まり、すぐに大雨、年 老いた両親が健在の為、毎日ニュース を気にして電話もしました。近くに一 級河川があるのですが、何かあればす ぐに川の水量を見に行く父、絶対行か

ないようにと念を押しても、やはり行っていたよ うです。熱中症の心配をしても、元々京都は暑い から気にならないと、自慢げにエアコンも付けて いないと言います。何とか説得してエアコンだけ は付ける事を承諾させましたが、何かあるたびに 直接会って話せないもどかしさをいつも感じてい ます。地方出身の方もきっと私と同じ思いでしょ う。また、叔母が広島に住んでおり、幸いにもこ の夏の西日本豪雨による被害には遭わなかったも のの、東日本大震災の時の東京のように、買いた くてもお店に品物が無い状態が続いたようです。 こちらから送ろうにも、配送先が広島と言うと道 路が通れない為と断られました。昔に比べ自然災 害の被害が年々大きくなっています。今回のよう に身近な人間の周りに起こると、より実感しまし た。世界規模で大きな自然災害が年々増えてい ます。地球温暖化の影響か、ますます脱炭素社 会の実現が必要だと切に思います。 (深井):

このたびの台風21号と北海道胆振 東部地震により被災された皆様に、謹 んでお見舞い申し上げます。皆様の安 全と、一刻も早い復興を心よりお祈り 申し上げます。

協会役員として長年ご活躍された東 亜オイル興業所の碩孝光代表取締役会 長が、8月23日62歳にて永眠されま した。6月28日の中間処理委員会研 修会「AI 導入事例と最新情報技術の活

用」が委員長としての最後の事業となりました。 温厚篤実のお人柄で、事に当っては信念と決断 の人でした。特に青年部の草創期は部長として、 当時の若手の育成に力を注ぎ、現在その若手達 は、業界で其々に活躍しています。また、全国 青年部の発足にも貢献されました。ここに深く 哀悼の意を表しますとともに、心からご冥福を お祈り申し上げます。

会員の多くは、新卒社員や現場従事者の採用 に苦慮しています。協会では、「団体別採用力ス パイラルアップ事業」(東京しごと財団)を受託 し、業界のイメージアップや社員育成環境の改 善、新卒やドライバー採用などの支援事業に取 り組んでいます。先月、「働き方改革」、「女性活 躍推進」に関し、実態を把握するためのアンケー トが実施され、事務局担当の木島さんの弛まぬ 努力のお陰により、100社以上の回答を頂く事 ができました。今後、その結果を踏まえた支援 事業が始まります。さらに、協会では人材確保 PT 勉強会が発足しました。会員各社の人材確保 や育成などに関する環境が改善される事を期待 しています。 (森)

とうきょうさんぱい

第35巻第6号通巻第337号

平成 30 年 10 月 1 日発行

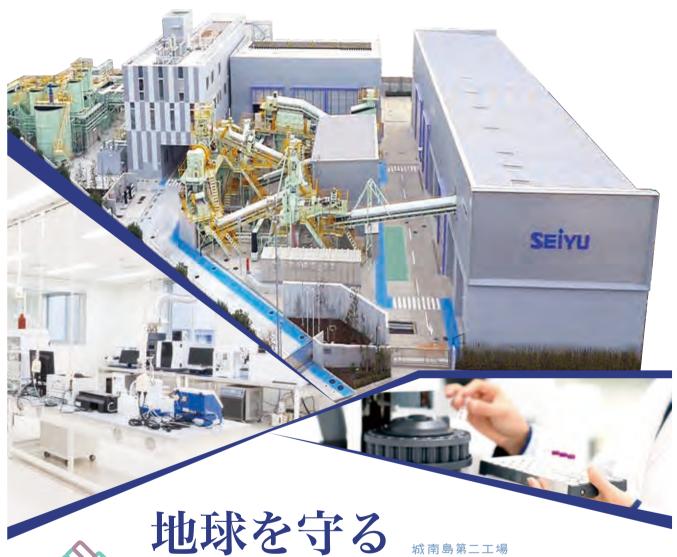
発 行 人 企画・編集

俊 美 広 報 委 員 会

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒 101 - 0047 東京都千代田区内神田 1 - 9 - 13 柿沼ビル 7F TEL 03 (5283) 5455 (代表) FAX 03 (5283) 5592 E-mail;info@tosankyo.or.jp http://www.tosankyo.or.jp

都市更新を下支えする企業を目指して。



確かな技術

e Synergy System



SEİYU 城南島第二工場